

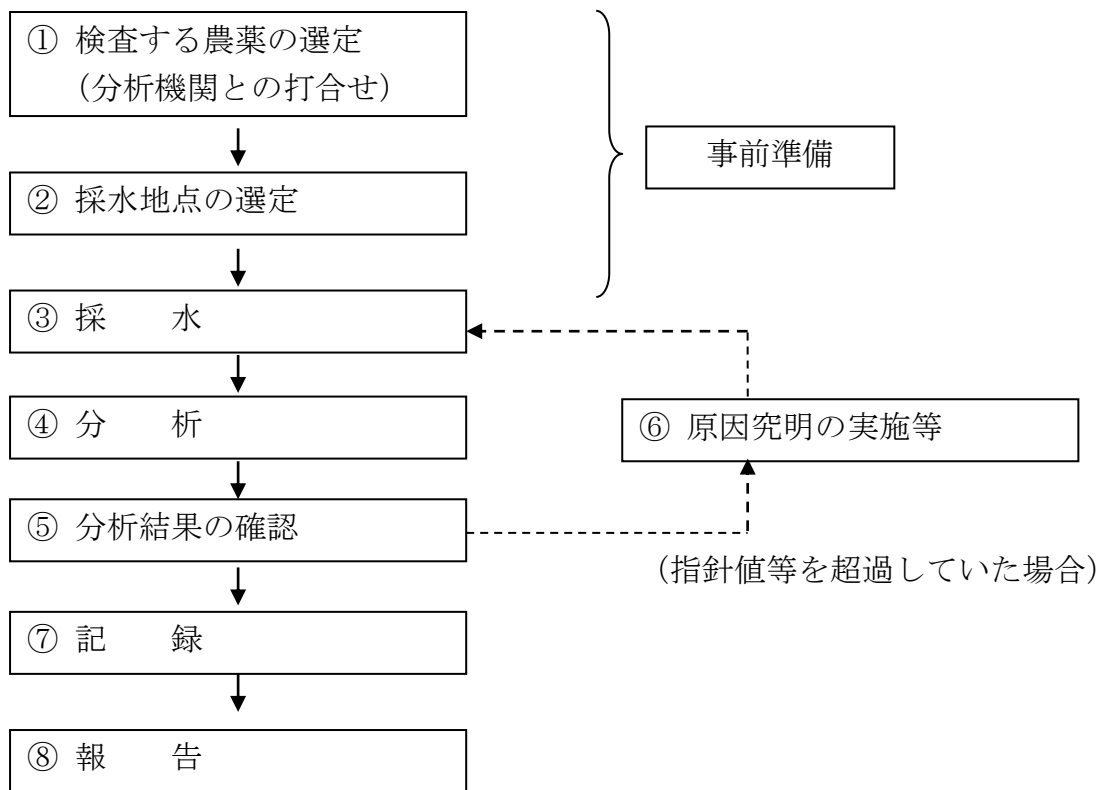
ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱に基づく

自主検査マニュアル

第1 総則

本マニュアルは、ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）第10条に定める水質の自主検査を適切に行うために必要な事項等をまとめたものである。

第2 自主検査の手順



① 検査する農薬の選定

使用農薬のうち、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針（令和2年3月27日環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知。以下「指導指針」という。）に定める指針値（以下、指針値という。）が設定されている農薬全てを自主検査の対象として選定する。

指針値が設定されている農薬とは

①指導指針の別表に記載されている農薬。

②指導指針の別表に記載はないものの、水濁基準値※または水産基準値※が設定されている農薬。

※ 水濁基準値及び水産基準値が設定された農薬については、環境省のホームページに掲載されており、改定される場合もあるので随時確認すること

（水濁基準値）https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html

（水産基準値）<https://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun.html>

② 採水地点の選定

ゴルフ場の排水及び観測井における地下水の自主測定を行う。

なお、複数の排水口がある場合には、公共用水域への影響を考慮して主要な排水口を選定するものとする。

③ 採水

検査は年2回以上とし、農薬の使用時期、使用量等を考慮し、散布後2週間以内に実施すること。

④ 分析

分析方法等については、指導指針に定められた方法を参考とすること。

なお、農薬分析を実施する機関は、計量証明事業登録機関とする。

⑤ 分析結果の確認

指針値及び指導要綱第10条第2項に基づく管理目標値（以下「管理目標値」という。）と比較して評価すること。

⑥ 原因究明の実施等

分析結果が指針値及び管理目標値を超えたときは、速やかに熊本県に連絡するとともに、原因究明調査を実施するなど適切な措置を講じること。

⑦ 記録

分析結果の記録は、3年間保存すること。

⑧ 報告

水質検査結果を別記第3号様式又は分析機関が発行する計量証明書の写しにより県に直接報告するものとする。

なお、自主検査結果の報告は、毎年4月末日までにその年の3月31日以前の1年間に実施した分について行うものとする。

自主検査結果の提出先：

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18-1
熊本県環境生活部環境局環境保全課 水質保全班